

橋本市規則第 27 号

橋本市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 5 月 13 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

橋本市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年橋本市規則第22号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中の下線又は太線の部分である。

改正後		改正前	
別表第3(第14条関係)		別表第3(第14条関係)	
事由	期間	事由	期間
(1)～(8) 略	略	(1)～(8) 略	略
(9) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の6月から10月までの期間内において付表3に定める期間	(9) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の6月から10月までの期間内における3日の範囲内の期間
(10)～(19) 略	略	(10)～(19) 略	略
付表1		付表1	
親族	日数	親族	日数
配偶者	10日	配偶者	7日
父母	7日	父母	
略	略	略	略
おじ又はお婆の配偶者	1日	おじ又はお婆の配偶者	1日
孫の配偶者			
配偶者の父母の配偶者			
配偶者のおじ又はお婆			

備考 忌引は、職員の請求に基づき任命権者が承認した日から始まるものとする。ただし、忌引の期間中には、葬祭の日が含まれるように請求しなければならない。

付表2の次に次の1表を加える。

付表3

1週間の所 定勤務日数	1年間の所定 勤務日数	1の年の6月から10月までの期間における勤 務予定期間				
		4月を超 え5月以 下	3月を超 え4月以 下	2月を超 え3月以 下	1月を超 え2月以 下	1月以下
5日以上	217日以上	5日	4日	3日	2日	1日
4日	169日以上 216日以下	4日	3日	2日	1日	0日
3日	121日以上 168日以下	3日	2日	1日	1日	0日
2日	73日以上120 日以下	2日	1日	1日	0日	0日
1日	48日以上72 日以下	1日	0日	0日	0日	0日

備考 1週間の所定勤務日数が定められていない会計年度任用職員にあっては任期内の勤務すべき日数を任用月数で除して得た数(小数点以下の端数は切り捨てる。)に12を乗じて得た日数を1年間の所定勤務日数とみなし、同表の1年間の所定勤務日数の欄に掲げる日数の区分に応じ、同表の任期の欄に掲げる区分ごとに定める日数とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。